

議案第79号

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子ども医療費助成制度の適用範囲の拡大を行う必要があるので、本案を提出する。

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年6月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例

本則中「子ども」を「子ども等」に改める。

第1条中「及び児童」を「、児童及び高校生等」に改める。

第2条第1項第3号中「又はこれ」を「、又はこれ」に改め、「もの」の次に「（父及び母が共にその子である子ども等を保護するときは、当該父又は母のうちいずれか当該子ども等の生計を維持する程度の高い者）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(高校生等に係る特例)

第13条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、何人からも監護されていない高校生等であって、その疾病又は負傷について同項に規定する給付が行われるものを対象者とすることができる。

2 前項の規定により高校生等を対象者とする場合における第3条第2項、第5条、第7条第1項及び第11条の規定の適用については、第3条第2項中「保護者の保護する子ども等」とあるのは「子ども等」と、「当該保護者」とあるのは「当該子ども等」と、第5条中「その保護する子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第7条第1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、「当該子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第11条第1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、「当該子ども等」とあるのは「当該対象者」と、同条第2項中「子ども等」とあるのは「当該対象者」とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に対象者（新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。附則第4項を除き、以下同じ。）の保護する子ども等（新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ。）の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に対象者の保護する子ども等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条の2第1項の規定により高校生等（新条例第2条第1項第3号に規定する高校生等をいう。）を対象者とする場合における前項の規定の適用については、同項中「以下同じ。）の保護する子ども等（新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ）」とあるのは「以下同じ」と、「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」とする。
- 4 施行日の前日において、この条例による改正前の世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている対象者（旧条例第3条第1項に規定する対象者をいう。）で、施行日において対象者（新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。）に該当すべきものは、新条例第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている者とみなす。
- 5 新条例第5条第1項に規定する受給資格の認定に係る申請の受理及び同条第2項の規定による医療証の交付又は認定の通知は、その者が施行日に対象者に該当することを条件として、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。